

旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『家庭裁判所調査官の役割について』と『民事訴訟手続におけるデジタル化について』

1 開催日時 令和5年12月8日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所

3 出席者

地裁委員 石垣陽介（兼務）、岩名勝彦（兼務）、上村修一郎、長崎貴大、信木晴雄、林孝幸、村上博樹（兼務）、山本美幸（50音順・敬称略）

家裁委員 飯塚謙、石垣陽介（兼務）、岩名勝彦（兼務）、勝木晃之郎、高橋富士子、高橋由美子、廣田善康、村上博樹（兼務）（50音順・敬称略）

事務局 上村善一郎民事部総括判事、桧森悠紀民事首席書記官、越後範子首席家裁調査官、干場雅浩次席家裁調査官、山田和彦地裁事務局長、内山秀樹家裁事務局次長、堤正則地裁総務課長、山谷綾地裁総務課課長補佐

4 議 事

- (1) 開会宣言
- (2) 委員の交代報告
- (3) 委員長あいさつ
- (4) 新任委員の自己紹介
- (5) 説明等

事務局から、家庭裁判所調査官の役割について説明を行った。

(6) 意見交換等

委員長 ただいま、家庭裁判所調査官の役割について御説明させていただきましたが、調査官についてはご存じでしたか。今の説明を聞いて、どのような印象を持ちましたか。

委員 面会等については、細やかな配慮をされていると思いました。子の調査をリモートで行うことはあるのでしょうか。

説明者 子の調査は、リモートでは行っていません。

委員 親が争っているときに、子のことを考えることができるよう働きかけをすることは大事だと思いました。

委員 調査官の年齢や性別の構成はどのようになっているのでしょうか。

説明者 毎年一定数が採用されているため、全国的な年齢構成は、バランスが取れていますが、現在、旭川は比較的若手が多く配置されており、20代から30代が3名であり、中堅クラスがおり、管理職がいるという状況です。男女比としては、調査官は、比較的女性の採用の多い職種となっていますが、旭川では、男性5人、女性3人となっています。

委員 経験豊かな人と若手とでは、子への接し方が変わるのではないのでしょうか。

説明者 調査官は、チームで仕事をする体制をとっており、必ず若手に対しては、主任が事件状況を確認しながら、精度の高い調査・分析をし、質の高い報告書を提出できるようにしています。

委員長 働きかけの一例として、親ガイダンスを挙げましたが、子どもにとって望ましい話し合いをするための効果的なガイダンスを行うために、どのような点に留意すべきでしょうか。

委員 調査官の仕事の中で、親に対する心理教育としてガイダンスが行われ、子への配慮を欠かないようにしていることはわかりました。しか

し、親がガイダンスを受け入れる資質を持っていれば効果的だと思いますが、必ずしもそうではなく、そういうときに紛争になると思われます。

児童福祉法33条、28条の虐待に関わる審判などは、調査官調査だけではなく、関係機関との連携も重要ではないかと思えます。

説明者 確かに、親ガイダンスを受け入れる心情になれない親も一部います。経験上、多くの当事者は、親ガイダンス後、「子の前で口論してはいけないことがわかりました。これからは気を付けます。」と仰ってください。

ただ、一部の方は、ガイダンスを受け入れにくいことがありますから、調査官は、全て一律に調停手続の冒頭でガイダンスを行うのではなく、その人の受け入れやすいタイミングを見て、内容もアレンジして伝えています。

説明者 補足しますと、親ガイダンスは、一般的に知って欲しい内容であり、ある一定の子がいる場合には見せていますが、なかなか受け入れる心情にない場合や、実際に見せたときに今ではないというのがわかるときには、継続的に関与をしながら、親の心の準備ができた段階で働きかけたり、ガイダンス以外の方法で必要なタイミングの時に、子の状況を伝えながら働きかける方法に切り替えるなど、見極めの材料としても使っています。

説明者 虐待に関わる審判については、御指摘のとおり、関係機関との連携が重要であり、調査官は、児童相談所や学校・保育園などの関係機関と密接に情報交換や共有をして調査を進めていきます。また、裁判官、書記官とチームを組み、それぞれの専門分野で力を発揮するという体制で臨んでいます。

委員長 調査事務の質を一層向上させるために、どのような点に留意すべき

でしょうか。調停委員の御経験から、調査事務について、こうしたら上手く調停がまとまりそうだと聞いたことはありますか。

委員 調査官が関与する事件は、かなり難しい事案が多く、調査官の調査報告書を読んで当事者が理解してくれればいいですが、なかなかそうはいかない人もいます。当事者の主張整理や意向調査の中で、直接、当事者に働きかけることもあるようですが、担当する調査官によってアプローチの仕方が違い、それによって調停の進行も影響を受けることがあります。その点、ベテランは当事者への働きかけに慣れているので、きちんと当事者に伝わっていると感じます。質の向上としては、事件によってうまく配置ができ、適材適所になれば良いと思います。

委員 調査報告書は、当事者の心情に寄り添って意見を書かれていると思います。親ガイダンスで、DVDを見せる目的は、子の心情に気を付けてもらうのが主眼だと思います。離婚は、子に大きな影響を及ぼすため、当事者の事情によって使い分けるとよいと思います。

委員長 TV会議システムによる面接やウェブ面接において、注意すべき点はあるでしょうか。

委員 コロナ禍で、リモート取材が増えましたが、今は落ち着いています。電話とは違って表情が見え、上手く使えば問題ないと思います。ウェブに適した事案とは、どのようなものがあるのでしょうか。

説明者 ウェブに適した事案とは、小さい子がいて、裁判所に来るのが難しかったり、当事者が遠隔地にいるなど当事者のアクセスと距離に問題がある事案です。一方で、調査の目的を達せられるかとの視点もあります。そのため、裁判所が子の心情、様子を見るなど、子が対象となる事件はウェブにはあまり適していないと考えています。

委員 ウェブも上手く使えば、有効なツールです。リモートだとより相手を

リラックスさせ、話しやすい雰囲気を作ることが大事だと思います。

(7) 説明等

事務局から、法廷にて民事訴訟手続におけるデジタル化についての説明及びウェブ会議を利用した模擬手続の実演を行った。

(8) 意見交換等

委員長 実演を見学して、どのような感想を持たれましたか。

委員 とても便利なシステムだと思います。これは、弁護士と裁判所のみで行うものなのでしょうか。また、どのシステムを使っているのでしょうか。

説明者 現在は、弁護士と裁判所のみになります。民事事件で使用しているのは、Microsoft 社の Teams というアプリケーションになります。

委員 和解手続など、依頼者に確認しやすい仕組みになっているのではないかと思います。本人訴訟は、今の段階では使用できないのでしょうか。

説明者 現時点では、本人訴訟では使用されていないのですが、今後、令和7年度にはデジタル化が進むため、弁護士以外にも拡大すべきではないかという議論がされています。セキュリティ面や、本人の場合、画面の見えないところで弁護士ではない人が関与していないかというリスクなど色々検討しながら、本人にまで広げていく方向で検討していくと思われま。具体的には、まだ定まっていません。また、録音録画は認めていません。

委員 録音録画の問題があるのですね。弁護士代理人であれば防止できますが、一般の方だと、録音録画をし、インターネット上にアップするということも考えられるということですね。

委員長 年明けから家事調停についてもウェブ調停が始まるため、御指摘いただいた注意が必要だと思います。他に、ウェブ会議を行う際に注意

すべき点や改善を要すると思われる点はあるでしょうか。

委員 検察庁内部ではリモート会議を行っており、捜査・公判で相手から話を聞く際に、リモートで行うことは、ゼロではありません。その際には、情報漏洩に気を付けています。先ほどの実演を見て、大変便利そうで、刑事もIT化が議論されていますので、適宜進んでいけばいいと思いますが、やはり漏洩問題をどう検討していくかが課題となると思います。

委員長 弁護士会では、相談などでリモートを活用しているのでしょうか。弁護士相談や打合せでウェブ会議を利用することはあるのでしょうか。その際に注意している点や、工夫例はあるのでしょうか。

委員 弁護士会では、各委員会などの会議では、ZOOMを併用していますが、一般の法律相談はまだウェブでは行っていません。日弁連としては、ウェブでの法律相談を選択肢の一つとして進めようとしています。相談者が自宅からパソコンを繋げられる人ばかりではないため、役所に行ってサポートしてもらうのか、また、相談内容の漏洩や相談料の徴収の問題などがあります。旭川では進められていませんが、一部の大規模な弁護士会では行っているようです。旭川では、相談料等の問題がクリアできなかったため、コロナ禍では、無料で電話相談を行って対応しました。

委員長 コロナ禍を契機として、リモート化が進んでいますが、リモートで行う際のセキュリティ面や本人確認など配慮されている点はあるでしょうか。

委員 消費者協会では、相談は来所していただき、対面で行うか、電話で行っています。受付はメールでも行っていますが、回答は電話となっており、なかなか相談現場ではIT化が進んでいない状況です。

ただ、皆がインターネットを駆使できるわけではありませんので、

置いてきぼりをくろう人がいたら困りますし、不公平感がないように考えていかなければならないと思います。

委員 ずいぶんここまで来ているのだなという実感です。商工会議所では、コロナ禍の間に、ZOOMで講話を聞いたり、会議を行っています。会議も、調整が難しい12月のような繁忙月にはウェブで行うなど併用して使っています。使い方も増えてきたと思います。聴取するだけであれば、不慣れな人でもできるようになっていくと思います。忙しい人にとっては、便利なものであり、自分のような年代の人にも使えるので、若い人にとっても便利だと思います。

委員 今後、どう手続が広がっていくのでしょうか。

説明者 先ほどの実演では、図面を共有していましたが、実際の訴訟では、そこまではなかなかできていません。現在、訴訟記録は紙ですが、令和7年度以降は、訴訟記録がデジタルになり、データを共有しながらやる場面が増えていくのではないかと思います。どこまで活用できるのか、活用することが訴訟をわかりやすくする上で有益かということは検討が必要になってきますが、紙のものがデータになっていく上で、より色々な使い方が広まっていくと思います。

委員長 裁判所は、今は紙ベースで仕事をしており、紙のくびきにあり、それから解き放たれないと変わっていかないと思います。先ほどご覧いただいたのは、過渡期の状況であり、今後、電子データになっていくと思われませんが、システムについては開発中であり、全体像はまだ見えていません。将来に向けて少しずつ進めていき、裁判の向上を計っていきたいと考えています。他に何かご感想や気づいた点はあるでしょうか。

委員 裁判員裁判などで、顔を見られたくない人が活用することはできるのでしょうか。

説明者 現状でも、被害者が被告人と顔を合わせたくない場合には、法廷外に被害者が出頭し、ビデオリンクシステムで法廷と繋いで尋問を行ったり、被害者が法廷には出頭するけれども被告人や傍聴席から顔が見えないように衝立を用いるなどしながら、裁判を進めていく制度があります。

委員 遮蔽やビデオリンクで繋いで証言をしてもらうことがあります。ビデオリンクの場合は、同じ裁判所の別の部屋から繋ぐこともあれば、裁判が行われている場所とは別の裁判所に来ていただいて行うことも制度上認められています。

(9) 次回開催日時等

次回の地裁委員会と家裁委員会を合同開催とし、テーマを「裁判所職員の採用広報について」として、令和6年5月27日（月）午後1時30分に開催することとされた。

(10) 閉会宣言

配 布 資 料

- 資料 1 旭川地方裁判所地方裁判所委員会委員名簿、旭川家庭裁判所家庭裁判所委員会委員名簿
- 資料 2 本日の委員会の出席者名簿
- 資料 3 令和 5 年度第 2 回地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会（レジュメ）
- 資料 4 「家庭裁判所調査官の役割」と記載されているパワーポイントのスライド資料
- 資料 5 「民事訴訟手続におけるデジタル化について」レジュメ
- 資料 6 ウェブ会議実施件数一覧表
- 資料 7 現場見取図
- 資料 8 和解条項案

(配布資料添付省略)